

施設等利用給付認定申請に必要な書類

○新制度移行幼稚園・認定こども園(教育利用)の預かり保育利用者

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・保育の必要性を確認できる書類(父母(65歳未満の同居家族含む)それぞれ必要)
- ・【施設等利用給付3号認定を受ける児童(※)】
今年(認定希望日が1月～8月の場合は昨年)の1月2日以降に苅田町に転入した場合は課税証明書等(世帯全員が非課税であることを確認できるもの)
(※)「施設等利用給付3号認定を受ける児童」とは、保育認定の要件に該当する預かり保育利用者のうち、3歳に達した日から最初の3月31までの間である市町村民税非課税世帯の児童

○新制度未移行幼稚園利用者

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(教育時間のみの認定を受ける場合は表面のみ記入)
- ・【預かり保育利用料が無償化の対象となる児童】
保育の必要性を確認できる書類(父母(65歳未満の同居家族含む)それぞれ必要)
- ・【施設等利用給付3号認定を受ける児童(※)】
今年(認定希望日が1月～8月の場合は昨年)の1月2日以降に苅田町に転入した場合は課税証明書等(世帯全員が非課税であることを確認できるもの)
(※)「施設等利用給付3号認定を受ける児童」とは、保育認定の要件に該当する預かり保育利用者のうち、3歳に達した日から最初の3月31までの間である市町村民税非課税世帯の児童

○認可外保育施設等利用者

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・保育の必要性を確認できる書類(父母(65歳未満の同居家族含む)それぞれ必要)
- ・【認可保育所等の申し込みをしていない方】
保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
- ・【認可保育所等が保留中となっている方】
保育所等利用申し込み等申告書
- ・【施設等利用給付3号認定を受ける児童(※)】
今年(認定希望日が1月～8月の場合は昨年)の1月2日以降に苅田町に転入した場合は課税証明書等(世帯全員が非課税であることを確認できるもの)
(※)「施設等利用給付3号認定を受ける児童」とは、保育認定の要件に該当する預かり保育利用者のうち、3歳に達した日から最初の3月31までの間である市町村民税非課税世帯の児童